

平成 30 年度

# 第 1 回 評 議 員 会 議 案

社会福祉法人

伊丹市社会福祉事業団

## 目 次

平成30年6月22日提出

番 号	議 案
報告第1号	平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告について
議案第1号	平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分決算報告について
報告第2号	平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告及び決算の監査報告について
議案第2号	社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則の制定について

報告第1号

平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告について

平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業について定款第38条第2項の規定により別記のとおり報告する。

平成30年6月22日提出

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団  
理事長 奥田利男

報1

議案第1号

平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分決算報告について

平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分決算について別記のとおり報告するので、定款第38条第2項の規定により評議員会の承認を求めらる。

平成30年6月22日提出

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団  
理事長 奥田利男

理由

社会福祉法第45条の30第2項の規定に基づき、決算報告については定時評議員会の承認を受けなければならないため。

平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告及び決算の監査報告について

平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告及び決算の監査を行ったので、別記のとおり報告する。

平成30年6月22日提出

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団  
理 事 長 奥 田 利 男

議案第2号

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員等の報酬に関する規則の一部を改正する  
規則の制定について

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則を別記のとおり制定したいので、評議員会運営規則第17条第1項第3号により評議員会の決議を求める。

平成30年6月22日提出

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団  
理事長 奥田利男

理由

常勤役員以外の役員に支給する報酬の対象に評議員を加えるため。

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員等の報酬に関する規則の一部を改正する  
規則

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員等の報酬に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第2中「常勤役員以外の役員」を「常勤役員以外の役員等」に改める。

附 則

この規則は、平成30年6月22日から施行する。

## 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則（案） 新旧対照表

(下線部は改正箇所を示す。)

改正前		改正後	
<p><u>付 則</u></p> <p>この規則は、平成29年4月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。</p>		<p><u>附 則</u></p> <p>この規則は、平成29年4月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。</p> <p><u>この規則は、平成30年6月22日から施行する。</u></p>	
別表第2		別表第2	
役員等の区分	日額報酬額	役員等の区分	日額報酬額
常勤役員以外の役員	1人につき 10,700円	<u>常勤役員以外の役員等</u>	1人につき 10,700円